

## 一般社団法人地域環境資源センター会費等規程

### (目的)

**第1条** この規程は、定款第5条に定める正会員、特別会員及び賛助会員（以下「正会員等」という。）が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

### (入会金及び会費)

**第2条** 定款第7条に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

① 入会金 100,000円      ② 会費 20,000円

(2) 特別会員

① 入会金 100,000円      ② 会費 90,000円

(3) 賛助会員

① 入会金 300,000円      ② 会費 150,000円

### (会費等の納入)

**第3条** センターに入会した正会員等は、入退会規程第2条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から3ヶ月以内に、入会金及びその事業年度の会費を納入しなければならない。

2 正会員等は、毎事業年度の会費として9月末日までに納入しなければならない。

3 正会員等から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

### (資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等)

**第4条** 正会員等が事業年度の途中において退会するときは、その事業年度の会費を納入しなければならない。

2 センターは、正会員等が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

### (改正)

**第5条** この規程の改正は、総会の議決により理事長が行うものとする。

### (補則)

**第6条** この規程に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 この規程は、一般社団法人地域環境資源センターの設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。